

特許庁委託事業

インド周辺国知的財産権制度概説  
(ネパール編)

2024 年 7 月

独立行政法人 日本貿易振興機構  
ニューデリー事務所  
(知的財産権部)

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

## 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章: はじめに                | 1  |
| 1.1 ネパール概況               | 1  |
| 1.2 ネパールにおける知的財産制度概要     | 4  |
| 第2章: 著作権                 | 5  |
| 2.1 著作権法の制定              | 5  |
| 2.2 著作権に係る政府機関           | 5  |
| 2.3 著作物の定義               | 6  |
| 2.4 著作権による保護             | 7  |
| 2.5 著作権者の権利、権利の帰属と譲渡     | 8  |
| 2.6 著作権の保護期間             | 11 |
| 2.7 著作権侵害                | 13 |
| 2.8 罰則                   | 14 |
| 2.9 著作権登録局の命令や決定に対する不服申立 | 15 |
| 第3章: 商標                  | 16 |
| 3.1 特許意匠商標法における商標権の位置付け  | 16 |
| 3.2 商標権の管轄官庁             | 16 |
| 3.3 商標分類                 | 16 |
| 3.4 登録手続                 | 17 |
| 3.5 外国商標の登録              | 22 |
| 3.6 商標権の存続期間と更新          | 22 |
| 3.7 商標権の権原と所有権の移転や使用承認   | 23 |
| 3.8 商標権の取消               | 24 |
| 3.9 罰則                   | 24 |
| 3.10 補償                  | 25 |
| 3.11 産業局の決定に対する不服申立      | 25 |
| 第4章: 特許                  | 26 |
| 4.1 特許意匠商標法における特許権の位置付け  | 26 |
| 4.2 特許権の管轄官庁             | 26 |
| 4.3 登録手続                 | 26 |
| 4.4 外国登録特許の登録            | 32 |
| 4.5 特許権の存続期間と更新          | 32 |
| 4.6 特許権の権限と所有権の移転・使用承認   | 33 |
| 4.7 特許権の取消               | 34 |
| 4.8 罰則                   | 34 |
| 4.9 産業局の決定に対する不服申立       | 34 |
| 第5章: 意匠                  | 36 |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 5.1 特許意匠商標法における意匠権の位置付け .....    | 36        |
| 5.2 特許権の管轄官庁 .....               | 36        |
| 5.3 登録手続 .....                   | 36        |
| 5.4 外国登録意匠 .....                 | 42        |
| 5.5 意匠権の存続期間と更新 .....            | 42        |
| 5.6 意匠権の権限と所有権の移転・使用承認 .....     | 42        |
| 5.7 意匠権の取消 .....                 | 43        |
| 5.8 罰則 .....                     | 44        |
| 5.9 産業局の決定に対する不服申立 .....         | 44        |
| <b>第6章 営業秘密</b> .....            | <b>45</b> |
| 6.1 営業秘密の保護に関する規定 .....          | 45        |
| <b>第7章 地理的表示</b> .....           | <b>46</b> |
| 7.1 地理的表示（GI）の保護に関する規定 .....     | 46        |
| <b>第8章: 商号</b> .....             | <b>47</b> |
| 8.1 商号の登録に関する規定 .....            | 47        |
| <b>第9章:ドメイン名</b> .....           | <b>48</b> |
| 9.1 ドメイン名登録に関する規定 .....          | 48        |
| <b>第10章 権利行使</b> .....           | <b>50</b> |
| 10.1 民事訴訟 .....                  | 50        |
| 10.2 刑事摘発 .....                  | 51        |
| 10.3 税関 .....                    | 52        |
| <b>付属資料:特許・意匠・商標出願手数料表</b> ..... | <b>54</b> |

# 第 1 章 : はじめに

## 1.1 ネパール概況

ネパールは、以下の地図<sup>1</sup>で示されるように、東、西、南でインドと、北で中国と国境を接している。



ネパールは、インドと中国の間に位置する国である。Britannica 百科事典には、ネパールについて以下のとおり紹介されている：

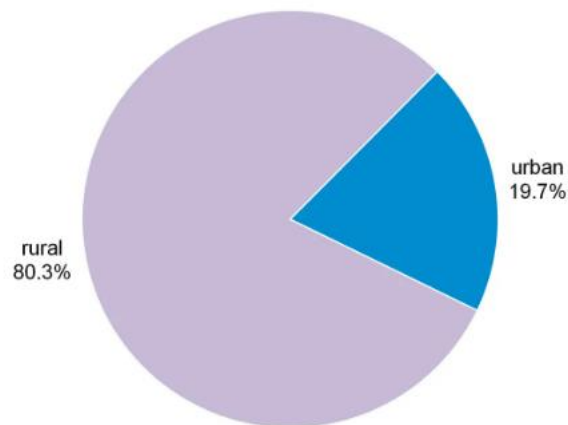
「インドと中国という 2 つの巨大な国の間に挟まれたネパールは、外交政策において 2 つの国の間のバランスを保つこと、つまり独立を保つことを目指している。(中略) ネパールは、長年にわたり地理的に孤立してきた結果、世界で最も発展していない国の 1 つとなっている。近年、多くの国々がネパールに経済援助を提供している。ネパールへの外国からの援助は、インドと中国の間に位置するネパールの戦略的な位置づけにかなりの程度影響されている。(中略) ネパール人のほとんどは、村や小さな市場の中心地に住んでいる。カト

<sup>1</sup> Nations Online Project, <https://www.nationsonline.org/oneworld/map/nepal-political-map.htm>

マンズ以外には大都市はない。」<sup>2</sup>

次の円グラフ<sup>2</sup>は、この国の都市と農村の状況を表している。

Nepal urban-rural (2018)



Britannica 百科事典には、ネパールの経済状況について以下の記載がある。

「ネパールは内陸にあり、経済発展のための実質的な資源がなく、不十分な交通網に阻まれているため、ネパールは世界で最も発展していない国の一つである。(中略) 経済は基本材料の輸入と森林および農産物の海外市場に大きく依存している。(中略) ネパールは、燃料、建設資材、肥料、金属、ほとんどの消費財などの必需品を輸入し、米、ジュート、木材、織物などの製品を輸出している。(中略) ネパールの政治・行政システムは、経済開発を促進し外国資本を呼び込むような貿易、投資、関連経済政策の変更を行っていない。外国からの援助で成り立っている政府の開発計画も、農村の人々の求めに直接応えることができていない」<sup>2</sup>

ネパールの交易状況については、以下の円グラフが示すとおりである。

### 輸入

ネパールの主な輸入相手国は、インド、中国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、米国、となっている。それぞれの割合は以下の円グラフ<sup>2</sup>のとおりである。

### 輸出

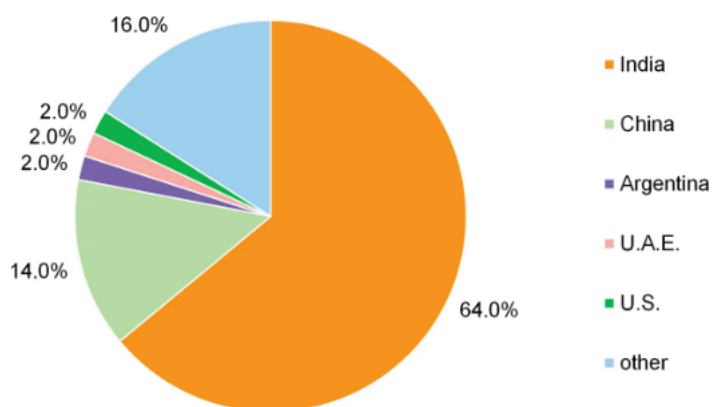
---

<sup>2</sup> Zuberi, Matinuzzaman, Rose, Leo E., Proud, Richard Riseley and Karan, Pradyumna P., "Nepal", Encyclopedia Britannica, <https://www.britannica.com/place/Nepal>

ネパールの主な輸出相手国は、インド、米国、ドイツ、英国、トルコ、となっている。それぞれの割合は以下の円グラフ<sup>2</sup>のとおりである。

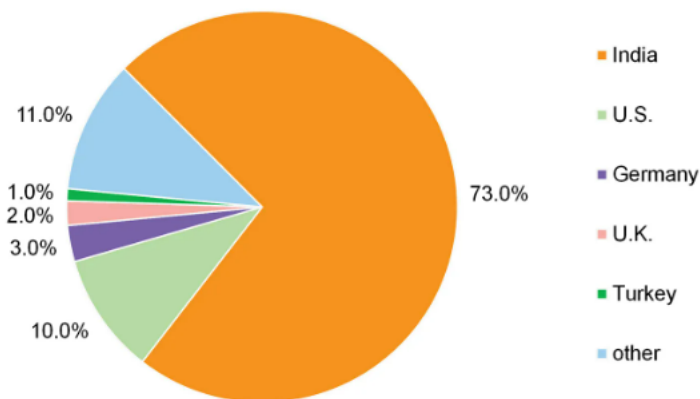
Britannica 百科事典には、「ネパールの対外貿易と国際収支は後退し、輸出は消費財や基本物資の輸入を賄うほどには増えていない」<sup>2</sup>という指摘がある。

**Nepal major import sources (2020)**



ネパールの輸入相手国（2020 年）

**Nepal major export destinations (2020)**



ネパールの輸出相手国（2020 年）

#### ネパールとインドの貿易関係

上の円グラフが示すとおり、ネパールは輸出入相手国としてインドの存在感が圧倒的であ

る。ネパールとインドの貿易関係について、Britannica 百科事典には以下の記載がある。

「ネパールは輸出入の大部分をインド市場に依存し、海へのアクセスをコルカタ港に依存しているため、両国間で定期的に摩擦が起きているという指摘もある。ほとんどすべての木材はインドに輸出されている。」<sup>2</sup>

## 1.2 ネパールにおける知的財産制度概要

### （１）特許権・意匠権・商標権・著作権に関する法律

ネパールの知的財産法の枠組みはまだ発展途上の段階にある。ネパールには、商標権、特許権、意匠権を扱う法律である特許意匠商標法が存在する。特許意匠商標法は、1965 年 8 月 30 日に、1936 年に制定された従来の特許意匠商標法を廃止して公布され、1987 年、1991 年、2006 年、2010 年に改正された。著作権については、2002 年に改正された著作権法が存在する。これらの法律は、ネパール王国全土に適用される。

### （２）ネパールが締結している知財財産権に関する国際条約

ネパールが締結している国際条約は以下のとおりである。

- ・ 工業所有権の保護に関するパリ条約（2001 年 3 月 22 日加盟）<sup>3</sup>
- ・ 文学的及び芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約（2006 年 1 月 11 日加盟）<sup>4</sup>
- ・ WTO（2004 年 4 月 23 日加盟）

ネパールは、147 番目の WTO 加盟国であり、WTO に加盟した最初の後発開発途上国（LDC : Least Developed Country）である<sup>5</sup>。2016 年 3 月 11 日には、2003 年に採択された特許と公衆衛生に関する決定を恒久化するための TRIPS 修正協定も受諾<sup>6</sup>した。

### （３）知的財産権の所管官庁

特許権、意匠権、商標権については、商工供給省産業局（Department of Industry, Ministry of Industry, Commerce and Supplies）が管轄し、著作権については、文化観光民間航空省著作権登録局（The Nepal Copyright Registrar's Office Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation）が管轄する。

---

<sup>3</sup> [https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/paris/treaty\\_paris\\_203.html](https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/paris/treaty_paris_203.html)

<sup>4</sup> [https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/berne/treaty\\_berne\\_249.html](https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/berne/treaty_berne_249.html)

<sup>5</sup> [https://www.wto.org/english/thewto\\_e/acc\\_e/a1\\_nepal\\_e.htm](https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/a1_nepal_e.htm)

<sup>6</sup> [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/trips\\_e/amendment\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/amendment_e.htm)

## 第2章：著作権

### 2.1 著作権法の制定

著作権法は、ネパールにおける著作権に関連する事項を扱う法律である。1965年に、従来の著作権法を廃止し、あらたな著作権法が制定された。その後、2002年に著作権法は改正され今に至っている。1965年以前の著作権法下において発表された著作物の著作権の保護期間は、1965年の著作権法により保護されたものとみなして定められる。

### 2.2 著作権に係る政府機関

#### (1) 著作権登録局

著作権法第2条には、著作権を管轄する省庁について、

「第30条第1項に従って指定された者であって、著作権登録官 (the Registrar) の機能、権限、義務を扱う者」

と定めている。

そして、著作権法第30条では、著作権登録局の機能、権限および義務について規定している。

したがって、著作権登録局（文化・観光・民間航空省傘下）が、著作権に関連する事項を管理する所管官庁である。

登録官の機能、義務および権限は以下の通りである。

- ロイヤリティ徴収機関の監視・管理
- ロイヤリティ徴収機関が定めたロイヤリティに満足しない当事者からの不服の聴取
- その他、この法律の目的を達成するために定められた機能の実行

#### (2) ロイヤリティ徴収機関

著作権法第39条には、ロイヤリティ徴収機関に関する規定が存在し、以下のように定めている。

#### 第39条

(1) 一般に、著作権に関する著作物の使用料（ロイヤリティ）を確定し、徴収し、分配する目的で、1つの使用料徴収団体が1つの分野で規定どおりに設立されるものとする。

(2) 第(1)項に従って設立された使用料徴収団体は、所定の方法により登録機関に登録されなければならない。

- (3) 使用料収集体は、永続的な継承権を有する自律的な団体でなければならない。
- (4) 使用料収集体は、その活動のすべてについて、独自の印鑑を有する。
- (5) 使用料収集体は、個人と同様に、動産および不動産の取得、使用、売却および処分その他の管理を行うことができ、個人と同様に、その名において訴訟を提起し、また訴えられることができる。
- (6) ネパール政府は、使用料徴収団体が従うべき条件を指定することができ、使用料徴収団体は、かかる条件を遵守する義務を負う。

## 2.3 著作物の定義

著作権法第2条(a)には、「著作物」とは、「文学、芸術及び科学の分野において、独創的かつ知的に提示された著作物であって、他のいかなるファイルされたものも含み、この用語には、以下の著作物が含まれる。」と規定されている。  
同条において定義された著作物は以下のとおりである。

- 書籍・パンフレット・論文・論文 (Book, pamphlet, article, thesis)
- ドラマ、劇音楽、ダムショー、および、そのような方法で上演するために準備された作品 (Drama, dramatic-music, dumb show and a work prepared to perform in such manner)
- 言葉のあるなしを問わず、楽譜 (Musical notation with or without words)
- オーディオビジュアル (Audio visual works)
- 建築デザイン (Architectural design)
- 美術、絵画、彫刻の作品、木彫の作品、リトグラフ、その他建築に関する作品 (Fine Arts, painting, work of sculpture, work of woodcarving, lithography, and other work relating to architecture)
- 写真 (Photographic work)
- 応用美術 (Work of applied art)
- イラスト、地図、図面、地理に関する立体作品、科学論文および作品 (Illustration, map, plan, three-dimensional work relating to geography, and scientific article and work)
- コンピュータ・プログラム (Computer program)

特に、オーディオビジュアルと写真については、著作権法第2条において、以下のとおり定義されている。

- オーディオビジュアル (Audio visual works) : 「オーディオビジュアル」とは、音の有無にかかわらず、スクリーンで見ることができる著作物
- 写真 (Photographic work) : 「写真」とは、化学的、電氣的またはその他の技術の助けを借りて、表面に何かのイメージを設定することができるように、または、当該表面からイメージ (絵) を作成することができるように、光またはその他の放射線を使用して表面に記録されることによって生成される著作物、と定められている。ただし、オーディオビジュアルを撮影した静止画は、写真著作物としてではなく、当該オーディオビジュアルの一部とみなされる、とされている。

## 2.4 著作権による保護

### (1) 著作権の保護が及ぶ範囲

著作権法第 3 条には、著作権の保護について以下のとおり定められている。

- 著作権の保護は、あらゆる著作物に及ぶ。
- あらゆる著作物の翻訳物、著作物のアレンジ、著作物の配置のアレンジ、提示、収集または表現の観点からオリジナルとして提示された著作物の集合体、機械により読み取り可能あるいは機械無しに読み取り可能なデータまたはデータベース、民間表現に該当することわざ、民話、民謡または民間表現に基づくその他の派生著作物は、原著作物の著作権を損なうことなく、オリジナル著作物として保護される。<sup>7</sup>

また、著作権法第 13 条第 1 項によれば、以下の著作者の著作物は、本法により保護される。

- ネパールまたは世界貿易機関の加盟国に居住する著作者によって創作され、ネパールまたは世界貿易機関の加盟国で出版された作品
- ネパールまたは世界貿易機関の加盟国に居住する製作者が製作した視聴覚作品
- ネパールまたは世界貿易機関の加盟国で製作された建築物の建築デザイン、または建築物やその他の構造物に使用されるその他の種類の芸術作品
- ネパールや世界貿易機関の加盟国以外の国に居住する著作者が、ネパールで出版した著作物、またはネパールで製作した視聴覚著作物

### (2) 著作権の保護が及ばないもの

著作権法第 4 条には、著作権法第 3 条の規定にかかわらず、思想、宗教、ニュース、操作方法、概念、原理、裁判所の判決、行政の決定、民謡、民話、ことわざおよび一般データに

---

<sup>7</sup>著作権法 2059(2022)年第 3 項、(ネパール)

については、これらの事項が表現され、説明され、解釈され、著作物に含まれているにしても、著作権法による著作権の保護は及ばない、と規定されている。

## 2.5 著作権者の権利、権利の帰属と譲渡

### (1) 著作権者とは

著作権法第2条(h)には、「著作権者」とは、「著作物の経済的権利が著作者に帰属する場合にはその著作者を、著作物の経済的権利が主として著作者以外の者または団体に帰属する場合にはその者または団体を、著作物の経済的権利がその者または団体に移転される場合にはその者または団体を指す。」と定められている。

そして、著作権法第2条には、著作権者の権利として、以下の2つについて定められている。

- 経済的権利
- 著作者人格権

### (2) 経済的権利

経済的権利については、著作権法の以下の条文において、さらに規定がある。

- 第2条(g)：経済的権利の定義
- 第6条：経済的権利の所有者
- 第7条：著作権者が排他的に行うことができる行為

著作権法第2条(g)は経済的権利を、著作権法第7条に従って著作権者に付与される権利であると定義している。そして、著作権法第7条では、著作者または著作権者が排他的に行うことができる行為を列挙している。また、著作権法第6条では、さまざまな状況を列挙し、それぞれの状況において経済的権利が誰に帰属するかを定めている。

まず、著作権法第6条では、著作物に係る経済的権利の最初の所有者は、著作物の著作者であると規定している。さらに、著作物の創作に関与した個人または組織に関しては、経済的権利は以下のように帰属すると規定している。

- 当該共同著作物が異なる部分に分割され、各部分が異なる著作者のものとして識別され、かつ、当該著作物を個別に使用することができる場合は、当該著作者が作成した各部分について、当該著作者に経済的権利は帰属する。
- 共同著作物がいずれかの個人または組織の主導または指示により作成された場合は、その個人またはその指示または指示により当該著作物を作成した組織に経済的権利は帰属する。

- 著作物が個人または団体による報酬の支払いに基づいて作成された場合は、当該報酬を支払った個人または団体に経済的権利は帰属する。
- 無名の著作物の場合は、当該著作物の著作者であることが証明されるまでの間、当該著作物の発行者に経済的権利は帰属する。ただし、当該著作物の真の著作者が、その後自身を提示した場合は、その身分を提示した日から、当該真の著作者に経済的権利は帰属する。
- 著作物がオーディオビジュアルの場合、契約に別段の定めがある場合を除き、当該著作物の製作者に経済的権利は帰属する。ただし、オーディオビジュアル著作物の共同著作者の著作物または既存の著作物が、オーディオビジュアル著作物の製作において組み込まれ、または、翻案される場合は、それぞれの貢献度に応じて定められる。

また、著作権法第 7 条は、著作者または著作権者のみが行うことができる排他的権利について、以下のとおり規定している。

- 著作物の再現
- 著作物の翻訳
- 著作物の改訂・修正
- 著作物のアレンジや変形
- 著作物の原作および複製物の、一般向け販売、頒布または貸与
- オーディオビジュアル著作物、サウンドレコーディングに係る著作物、コンピュータ・プログラムまたはグラフィック形式の音楽著作物に係る権利の譲渡または貸与
- 著作物のコピーの輸入
- 著作物の原作または複製物の一般公開
- 著作物の放送
- 一般大衆への著作物の伝搬

### (3) 著作者人格権

著作物の著作権に関する著作者人格権は、著作権法第 2 条(k)において、

「著作者、その承継人または第 8 条に基づき著作者が許諾する者に与えられる権利を意味する」

と定義されている。

そして、著作者人格権を扱う第 8 条第 1 項では、

「著作者が対象著作物に対する経済的権利を有するか否かにかかわらず、著作者人格権は著作物の著作者に帰属する」

と規定している。

したがって、著作物の著作者は、以下の著作者人格権を有するものである。

- 作品の複製物や、公に使用される自分の著作物に、自分の名前を記載すること
- 作品中に本名ではなく仮名が記載されている場合、その作品を公の場で使用する際に仮名を記載させること
- 著作物を切除し、または歪曲して提示することにより、その者が得た名誉または信用を損なうような行為を防止すること
- 作品に必要な修正・訂正を加えること

なお、著作権法第8条第2項には、上述の第8条第1項に規定する権利（著作者人格権）は著作者の生存中は譲渡できないこと、ただし、著作者が、著作者の死後当該権利を譲渡すべき者を指名している場合、当該権利は、指名された個人または団体、および当該指名に失敗した場合は直近の相続人に帰属すること、が定められている。

#### （４）著作権の譲渡

著作権法第24条には、著作権の譲渡に関して、次のように規定している。

- 著作権者は、書面による合意により、自分に与えられた経済的権利の全部または一部を何人にも譲渡することができ、また、条件を明示するかしないかにかかわらず、何人にもその使用を許可することができる。
- 著作者人格権を有する者は、著作者人格権の保護のため、著作物からその氏名を削除しないことを条件として、書面による合意をすることにより、その死後効力をもって、著作者人格権を何人に対しても譲渡することができる。
- 本条に基づき著作権者から権利を譲渡された者は、譲渡された権利以外の活動を行なってはならない。

#### （５）ネパール政府が作成した著作物

著作権法第40条には、ネパール政府によって作成された著作物に対する著作権について、次のとおり定められている。

##### 著作権法第40条

- (1) ネパール政府は、ネパール政府によって作成された著作物について著作権を有するものとする。
- (2) ネパール政府は、(1)に従って発生した権利を個人または団体に賃貸または売却し、または他の方法でこれを使用する許可を与えることができる。

#### （６）著作権の登録

著作権登録局に対して著作権を登録することは可能である。著作権登録局は、著作権の登

録を希望する者による申請を受け付け、規定に則って著作権を登録する。著作権は、著作物の創作と同時に権利が発生するものであるから、権利の根拠として著作権の取得に登録は義務ではないが、何らかの紛争が生じた場合、著作権登録証明書は著作権者に有利な一応の証拠となり、損害賠償請求権や所有権は著作物の登録によってのみ確立される。

#### 著作権法第 5 条

- (1) この法律に基づく権利の取得には、著作物、録音物、実演または放送の登録を要しないものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、著作物、録音物、実演または放送を任意に登録しようとする者がいる場合、その者は登録局に申請して登録を受けることができ、登録に関する手続きは規定のとおりとする。

## 2.6 著作権の保護期間

著作権法第 14 条、第 15 条には、著作権の保護期間について、以下のとおり定められている。

| ケース                                                               | 保護期間                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生前・死後                                                             | 著作権法第 14 条(1) :<br>この法律により著作者に与えられる経済的および人格的権利は、著作者の生涯を通じて、またその死亡の場合にはその死亡の年から起算して 50 年まで、保護されるものとする。 |
| 共同制作の場合                                                           | 著作権法第 14 条(1) :<br>共同で作成された著作物に対する経済的および人格的権利は、生存する最後の著作者の死亡年から起算して 50 年間保護されるものとする。                  |
| 共同著作物が個人または団体の発意または指示により作成される場合<br><br>個人または団体から報酬をもらって著作物を作成する場合 | 著作権法第 14 条(1) :<br>当該著作物の最初の公表の日、または、当該著作物が公開となった日、のいずれか早い日から 50 年まで保護されるものとする。                       |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 匿名またはペンネームで発表される場合 | <p>著作権法第 14 条(1)：</p> <p>当該著作物が最初に公表された日、または、当該著作物が公開となった日、のいずれか早い日から 50 年まで保護されるものとする。</p> <p>ただし、その期間内に著作者の氏名が公表された場合には、場合に応じて、著作権法第 14 条(1)または(5)にいう保護を受けることができるものとする。</p> <p>※著作権法第 14 条(5)：</p> <p>応用美術および写真著作物に関する著作物の経済的および人格的著作権は、当該著作物の作成年から 25 年まで保護されるものとする。</p> |
| 応用美術および写真          | <p>著作権法第 14 条(1)：</p> <p>当該著作物の作成年から 25 年まで保護されるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| 著作者の死後に公表された著作物の場合 | <p>著作権法第 15 条：</p> <p>著作権法第 14 条の規定にかかわらず、当該著作物の著作者が 1 人である場合には著作者の死後、2 人以上である場合には著作者の 1 人の死後、その公表の年から 50 年まで保護されるものとする。</p>                                                                                                                                                |

### 年のカウントについて

著作権法第 41 条には、著作権法に基づき 1 年を計算する場合、著作物が出版され、公に伝達され、または録音が製作された年の年末の後に始まるビクラム・サンバート (Bikram Sambat<sup>8</sup>) による新年から計算するものとする、と定められている。

---

<sup>8</sup> Bikram Sambat とは、ネパールが採用している国暦である。ネパールでは、グレゴリオ暦とは別の暦を採用している。一般的に Bikram Sambat はグレゴリオ暦より 57 年進んでいる。ここでは、要するに、著作物の創作された年の次の年の初めから著作権保護期間がカウントされる、ということである。

## 2.7 著作権侵害

### (1) 侵害行為

著作権法第 6 章では著作権の侵害を扱っており、著作権法第 25 条において、以下の行為を行った者は、著作権を侵害したものとみなされると定めている。

#### 著作権法第 25 条

(1) 次に掲げる行為を行った者は、この法律により保護される権利を侵害したものとみなされる：-

- (a) 著作物または録音物の複製物を、著作者または著作権者の許諾を得ることなく、あるいは許諾を得たにもかかわらず、契約またはライセンスに含まれる条件を侵害することにより、経済的利益を得るかどうにかかわらず、商業目的またはその他の動機で販売、配布、公衆伝達、貸出しを行うこと
- (b) 他人の著作物を複製して、その著作物によって得られる名声を利用する動機で、広告または宣伝を行うこと
- (c) 経済的利益を得ることを動機として、他人の著作物の形式や言語を変更し、別の主題や性質の著作物を作ること
- (d) 広告その他の方法により、視聴者、聴取者または読者に他の著作物であると信じさせる意図をもって、直接または間接的に著作物を翻案し、利益を得ようとする行為
- (e) 不正な複製を阻止するために設計された装置を回避する意図で準備された機器または装置を輸入、製造またはレンタルすること
- (f) 放送された番組を暗号言語で暗号化することにより、不正な受信を容易にする機器を、販売する目的で製造または輸入すること
- (g) 著作権を侵害することのみを目的として作成された機械装置を輸入、販売、頒布および使用すること（ただし、(e) 項および (f) 項に記載のものを除く）。

(2) 何人も、著作物または録音物の公表を知らず、またはそれを信じる十分な根拠がある場合には、(1)項に反して、公表された著作物または録音物のコピーを販売、頒布および賃貸してはならない。

#### 無許可の複製物の輸入の制限について

著作権法第 26 条は、無許可の複製物の輸入の制限について、

外国で作成された、またはその他の方法で調達された著作物または録音物の複製物が、ネパールで作成した場合に違法とみなされる場合には、ビジネス目的でネパールに輸入することは許可されない

と定めている。

### 著作物を無許可で利用できる場合

著作権法第 16 条～第 23 条では、著作物を無許可で 사용할 ことができる場合を、以下のとおり定めている。

|        |                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 16 条 | 個人的な目的のための複製                                                                                                                                                      |
| 第 17 条 | 公表された著作物の一部は、著作者または著作権者の経済的権利を害しない方法で、著作者または著作権者の許諾を得ることなく、公正利用のために引用することができる（かかる引用を行う場合、その出典および著作者の氏名（それが現れる場合）は、併せて記載しなければならない）                                 |
| 第 18 条 | 教育・学習のための複製                                                                                                                                                       |
| 第 19 条 | 図書館およびアーカイブスによる複製                                                                                                                                                 |
| 第 20 条 | 一般公衆への情報提供を目的とした複製、放送およびその他の通信を許可する                                                                                                                               |
| 第 21 条 | コンピュータ・プログラムの複製（コンピュータ・プログラムを取得した目的を達成できなかった場合、または記録を保持する目的で、または合法的に取得したコンピュータ・プログラムが紛失もしくは破壊され、または使用できなくなった場合、そのコンピュータ・プログラムの 1 部を、その著作者および著作権者の許諾なしに複製することができる） |
| 第 22 条 | 個人的な目的のための輸入                                                                                                                                                      |
| 第 23 条 | 許可された展覧会での展示                                                                                                                                                      |

## 2.8 罰則

著作権侵害に対する罰則は、著作権法において以下のとおり定められている。

| 条文     | 処罰対象の行為 | 罰則                                                                                    |
|--------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 27 条 | 著作権侵害   | <初回><br>1 万ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金<br>または<br>6 ヶ月を超えない懲役または禁固<br>あるいは、その両方<br><br><2 回目以降> |

|        |          |                                                                                                                                |
|--------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |          | <p>2 万ルピーから 20 万ルピーまでの罰金<br/>または<br/>1 年以下の懲役または禁固刑<br/>あるいは、その両方</p> <p>侵害行為が認められる出版物、複製物、頒布物、または、その複製に使用された機器も、差し押さえられる。</p> |
| 第 28 条 | 不正複製品の輸入 | <p>1 万ルピーから 10 万ルピーの罰金<br/>および<br/>当該複製物の押収<br/>および<br/>当該輸入により著作権者に生じた損失の補償</p> <p>その損失の補償は、輸入者から著作権者に提供されるものとする。</p>         |
| 第 29 条 | その他      | <p>その他、本法または本法に基づき制定された規則に定める事項を侵害した場合、<br/>5 千ルピーから 5 万ルピーの罰金<br/>が科せられる。</p>                                                 |

## 2.9 著作権登録局の命令や決定に対する不服申立

著作権法第 31 条では、登録官の命令や決定に対する上訴に関して規定されており、登録官の下した命令や決定に満足しない当事者は、35 日以内に登録官の事務所がある地域の上訴裁判所に上訴することができるとされている。

## 第 3 章：商標

### 3.1 特許意匠商標法における商標権の位置付け

ネパールでは、商標は特許と意匠とともに、3つの知的財産権すべての規制と管理を規定する単一の法律、特許意匠商標法において規定されている。特許意匠商標法は、1936年に制定された従来の特許意匠商標法を、1965年に廃止して新たに制定したものであり、直近では2010年に改正されている。同法においては、第4章の第16条から第19条において商標を特に扱っている。また、商標に関する規定は、同法の第5章（雑則の章）にも見出すことができる。

### 3.2 商標権の管轄官庁

特許意匠商標法第2条(d)には、特許意匠商標法における「局 (the Department)」とは、「ネパール公報の通知によりネパール政府が定める組織を意味し、特に定めのない限り産業局を意味する」と規定されているため、商標権の所管官庁は「商工供給省 (Ministry of Industry, Commerce and Supplies) 産業局 (DOI: Department of Industry)」である。

### 3.3 商標分類

商標分類は、ニース国際分類<sup>9</sup>に準拠している。ニース国際分類は、商標登録のために適用される商品とサービスの国際分類である。この分類では、34の商品分類と11のサービス分類が規定されている。

特許意匠商標法第18A条には、商標登録のための商品およびサービスの分類の扱いについて、次のように定められている。

特許意匠商標法第18A条

- (1) 政府は、商品またはサービスに関連する商標の登録を目的として、公報の通知により、商品またはサービスを分類することができる
- (2) 異なる区分に分類される商品またはサービスの商標を登録するには、別の出願を提出しなければならない

---

<sup>9</sup>[https://www.wipo.int/export/sites/www/classifications/nice/en/pdf/text\\_ncl\\_10\\_part\\_1.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/classifications/nice/en/pdf/text_ncl_10_part_1.pdf)

(3) (1)の規定により、一の区分の商品又は役務について登録された商標は、それが該当する場合には、他の区分の商品又は役務について登録することができる

### 3.4 登録手続

商標の登録に関する規定は、以下の条文に定められている。

- 特許意匠商標法第 17 条：商標登録の申請
- 特許意匠商標法第 18 条：商標の登録
- 特許意匠商標法第 22 条：商標登録簿の管理
- 特許意匠商標法第 24 条：商標登録証の複製

#### (1) 出願

特許意匠商標法第 17 条には、同法第 18 条に基づく商標登録のためには、以下の要件を満たさなければならないことが定められている。

- 申請者は、別表 1(c)に定める様式の申請書を産業局に提出する
- 申請書は、対象となる商標の標本 4 点を添付する
- 申請について、必要な調査が行われる
- 申請人には、自身の申請を弁護するための十分な機会が提供されなければならない
- 既に、同一または類似の商標が登録されていないか確認する
- 商標が登録に適切であると判断された場合に登録される
- 同法第 17 条に基づく申請書の提出の際に、別表 3 に規定された申請料を同局に支払う必要がある

以下に、商標出願様式（別表 1(c)）、商標出願手続のフローを示す。

\*Schedule-1(C)

Format of Application For Registration of Trade-Mark

To,

.....

.....

Since I/we intend to affix/have been affixing the trade-mark attached here to on....,  
I/we hereby apply for the registration of that trade-mark along with four samples  
thereof and the application fee. I/we hereby request to register the trade- mark in my  
name/our names and issue a certificate thereof to me/us.

Witnesses:                      Signature of the Applicant

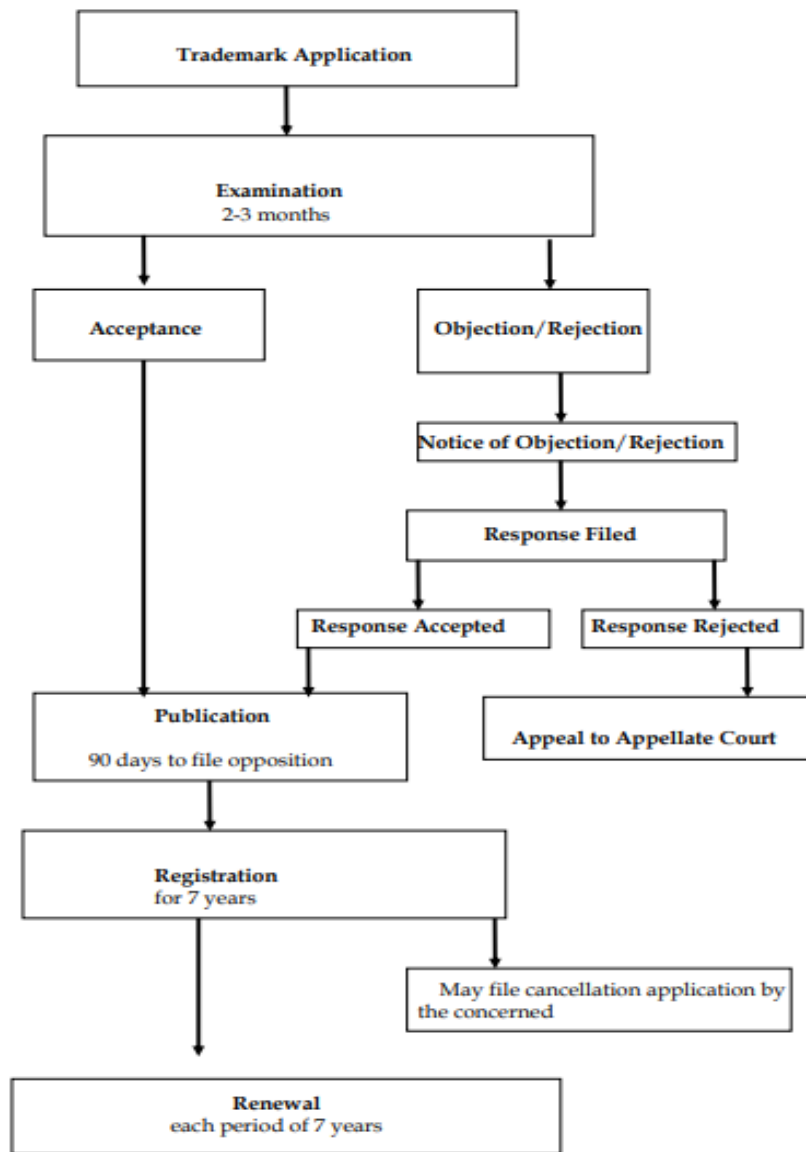
1. ....

2. ....                      Address

Date:

別表 1(c)に規定の申請書の様式

Trademark Prosecution in Nepal- Flow Chart



商標登録出願のフローチャート

## （２）審査と登録

商標の登録については、同法第 18 条において、以下のように規定されている。

### 商標の定義

特許意匠商標法第 2 条(c)には、

“商標とは、企業、会社または個人が、その製品または役務を他人の製品または役務と区別するために、その製品または役務に使用する語句、記号、図画またはそれらの結合をいう。”と定義されている。

### 商標登録ができない場合

特許意匠商標法第 18 条但書は、登録してはならない商標について、次のように規定している。

- ・ 個人の威信を傷つけかねないもの
- ・ いかなる機関の威信を傷つけかねないもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 国益を損ねるもの
- ・ 他人の商標の信用を低下させるもの
- ・ 既に他人の名義で登録されていることが判明したもの

産業局は、出願された商標が登録可能であるか上記の観点から審査を行い、登録可能なものを登録する。

### 特許意匠商標法第 18 条

何人が商標登録のために第 17 条に基づく申請を行った場合、申請者の名前で当該商標を登録するものとする

（1）同局は、必要な調査を行い、申請者に十分な弁明の機会を提供するとともに、必要に応じてさらに調査を行い、適切と判断した場合には登録する

（2）商標登録証（様式は、別表 2(c)に定める。）を取得するために、申請者は、別表 3 に定める登録料を同省に支払うものとする。

以下に、商標登録証（別表 2(c)）を示す。

**\*Schedule 2(C)**

**Format of Certificate of Registration Trade-Mark**

**Government of Nepal**

.....Ministry

.....Department

Certificate No.

Date:

**Certificate of Registration of Trade-Mark**

The trade-mark affixed/to be affixed in .... by.... has been registered under Section 18 of the patent, Design, and Trade-Mark Act, 2022 (1965) and this certificate has been issued accordingly.

.....  
**Director-General.**

| Date of Renewal | Date on which the Renewed term expires | signature Renewing Authority |
|-----------------|----------------------------------------|------------------------------|
|                 |                                        |                              |

別表 2(c)に定められた商標登録証の様式

### （３）登録商標の公表と異議申立

特許意匠商標法第 21A 条には、産業局は、第 18 条に基づき登録された商標、および、その更新または取消について、公表しなければならない、と定められている。

また、同条には、公表内容に異議がある者は、その公表の日から 35 日以内に、同局に苦情を申し立てることができること、同局は、このような苦情に対する調査を行った後、必要な措置を講じるものとすることが、定められている。

### （４）商標登録簿

特許意匠商標法第 22 条は、同局が、同法に基づく登録または取消を示す、商標の別個の登録簿を保持することを規定している。

### （５）商標登録証

特許意匠商標法第 24 条は、商標登録証が紛失した場合、所定の手数料を支払うことにより、その写しを同局から取得できると規定している。

## 3.5 外国商標の登録

特許意匠商標法第 21B 条において、外国で登録された商標権は、関係者がネパールで登録しない限り、ネパールでは有効でないと規定している。

さらに、特許意匠商標法第 21C 条では、外国商標の登録について規定しており、外国で登録された商標を、外国での登録証明書とともに登録申請した場合、調査を行うことなく登録できるとし、工業所有権の保護に関するパリ条約 1883 に基づく便宜を登録保持者に提供するものとしている。

## 3.6 商標権の存続期間と更新

### （１）存続期間

特許意匠商標法第 18D 条は、更新される場合を除き、同法第 18 条に基づき登録された商標は、その登録の日から 7 年間有効であると規定している。

なお、特許意匠商標法第 26 条には、旧法で登録された商標の扱いについて規定されており、それによれば、1936 年に制定された特許意匠商標法（旧法）に基づいて、現行法の開始前に登録された商標は、現行法開始の日から効力を生じ、現行法に基づいて登録されたものとみなす、と定められている。

### （２）商標権の更新

特許意匠商標法第 23B 条には、商標の更新に関する手続きについて、次のように定められている。

- 商標権者は、第 8 条、第 14A 条又は第 18D 条の規定により、商標を使用する権利を有する期間の満了の日から 35 日以内に、それぞれ別表 2 (d)、2 (e) 及び 2 (f) に記載の様式による申請書を提出し、別表 3 に定める手数料を支払うことにより商標を更新しなければならない。
- 更新は、第 23B 条第 1 項に従い、その期間の満了後 6 ヶ月以内に 1,000 ルピーの罰金を支払うことにより行うことができる。
- 商標が更新されない場合、商標の登録は自動的に取り消される。
- 第 23B 条 (1) 及び (2) の規定にかかわらず、商標は、一度に 7 年間、何度でも更新することができる。

### 3.7 商標権の権原と所有権の移転や使用承認

#### 権原の発生

特許意匠商標法第 16 条は、登録により商標権の権原が生じること（第 16 条(1)）、及び、商標権者が有する権利（第 16 条(2)）について規定されている。

#### 特許意匠商標法第 16 条

- (1) 何人も、第 18 条に基づく登録により、本法に基づき、自己の事業の商標の権原を取得することができる。
- (2) 何人も、第 21D 条に基づく所有権又は書面による許可を得ずに、本法に基づき人の名義で登録された商標を複製し、使用し、又は他人の名義で使用させてはならない。

#### 登録商標としての使用

特許意匠商標法第 18B 条では、いかなる商標も、同局に登録することなく登録商標として使用することはできないと定められている。

#### 商標権の移転

特許意匠商標法第 21D 条には、商標権の使用や移転に関して、書面による許可を得ずに、何人も、この法律に従って誰かの名前で登録された商標を使用したり、他人の名前で使用させたりしてはならない、と定められている。

特許意匠商標法第 21D 条における、商標権の使用の承認や移転に関する具体的な規定は、以下のとおりである。

#### 特許意匠商標第 21D 条

- (1) 商標の所有者は、その所有権の譲渡、またはその使用について、書面で承認を与えることができる。
- (2) 商標の所有権を移転するため、または商標の使用について承認を受けるため、両者は、所定の手数料を添えて、事実を適宜記載した共同申請書を同局に提出する。
- (3) (2)に基づく申請があった場合、同局は、当該商標の所有権を移転し、当該商標の使用の承認を与えることができる。
- (4) (3)の規定により商標の所有権が移転された場合、移転された者の氏名が記録される。
- (5) (2)に従って使用承認が行われた場合、同局は、登録簿および証明書を管理し、また、これらの移転された者に対し、その旨の書類を発行する。

### 3.8 商標権の取消

#### (1) 不使用に基づく取消

特許意匠商標法第 18C 条では、商標の不使用について規定しており、産業局に登録された商標がその登録日から 1 年以内に使用されない場合、産業局は必要な調査を行い、当該登録を取り消す、と定められている。

#### (2) 登録不可事由による取消

特許意匠商標法第 18 条(3)には、

「第 18 条(1)に規定された商標登録ができないケースのいずれかに該当すると判断した場合、同局は当該商標の登録を取り消すことができる。ただし、登録商標を取り消す前に、その登録商標を取り消すことができない理由を示すために、その商標権者に妥当な機会を提供しなければならない」

と定められている。

### 3.9 罰則

商標権に係る法律に違反した場合の罰則については、同法第 19 条に以下のとおり定められている。

#### 特許意匠商標法第 19 条

第 16 条(2)に違反した者、同法第 18 条(3)に基づき取り消された商標を使用する者、または同法第 18B 条に違反した者は、違反の重大さに応じて定められる 10 万ルピー以下の罰金に処せられ、当該違反に関連する物品および商品は同局の命令により没収される。

### 3.10 補償

特許意匠商標法第 25 条では、この法律に基づいて商標登録された者が、その商標に関して他人がこの法律の規定に違反した結果、何らかの損失を被った場合、産業局は、権利者が実際に被った損失額を補償金の形でその違反者に命じることができると定められている。

### 3.11 産業局の決定に対する不服申立

特許意匠商標法第 27 条には、産業局の命令に不服がある者は、同条に基づき 35 日以内に裁判所に上訴することができると定められている。

## 第 4 章：特許

### 4.1 特許意匠商標法における特許権の位置付け

ネパールでは、商標は特許と意匠とともに、3つの知的財産権すべての規制と管理を規定する単一の法律、特許意匠商標法において規定されている。特許意匠商標法は、1936年に制定された従来の特許意匠商標法を、1965年に廃止して新たに制定したものであり、直近では2010年に改正されている。同法においては、第2章第3条から第11条までが特に特許を扱っている。しかし、特許に関連する一定の規定は、同法の第5章（雑則）にも見出すことができる。

### 4.2 特許権の管轄官庁

特許意匠商標法第2条(d)には、特許意匠商標法における「局 (the Department)」とは、「ネパール公報の通知によりネパール政府が定める組織を意味し、特に定めのない限り産業局を意味する」と規定されているため、特許権の所管官庁は「商工供給省 (Ministry of Industry, Commerce and Supplies) 産業局 (DOI: Department of Industry)」である。

### 4.3 登録手続

#### (1) 出願

特許意匠商標法第4条では、特許登録のために、出願人は、以下の特定の情報を含む、別表1(a)で特に指定された出願書類を、自身が所有し利用可能なすべての証拠とともに同局に提出しなければならない、と定められている。

- 発明者の氏名、住所、職業
- 出願人自身が対象特許の発明者でない場合、発明者からどのように、どのような方法で、出願する権利を取得したかの開示
- 特許の製造、運用、または、使用のプロセス
- 特許の根拠となる理論や数式がある場合は、その理論や数式
- 明細書、図面、ならびに別表3に定める手数料

以下に、特許出願様式（別表1(a)）、特許出願手続のフローを示す。

**\*Schedule- 1(A)**

Format of an Application For Registration of Patent

To

.....

.....

Since I am/We are the inventor/s of ..... I/we hereby apply, attaching herewith the principle/formula/and maps and drawings containing all particulars, as well as the application fee, for the registration of its patent. I/we hereby request to register the patent in my name/our names and to issue me/us a certificate thereof.

Witnesses:

Signature of the Applicant

1.....

2.....

Address

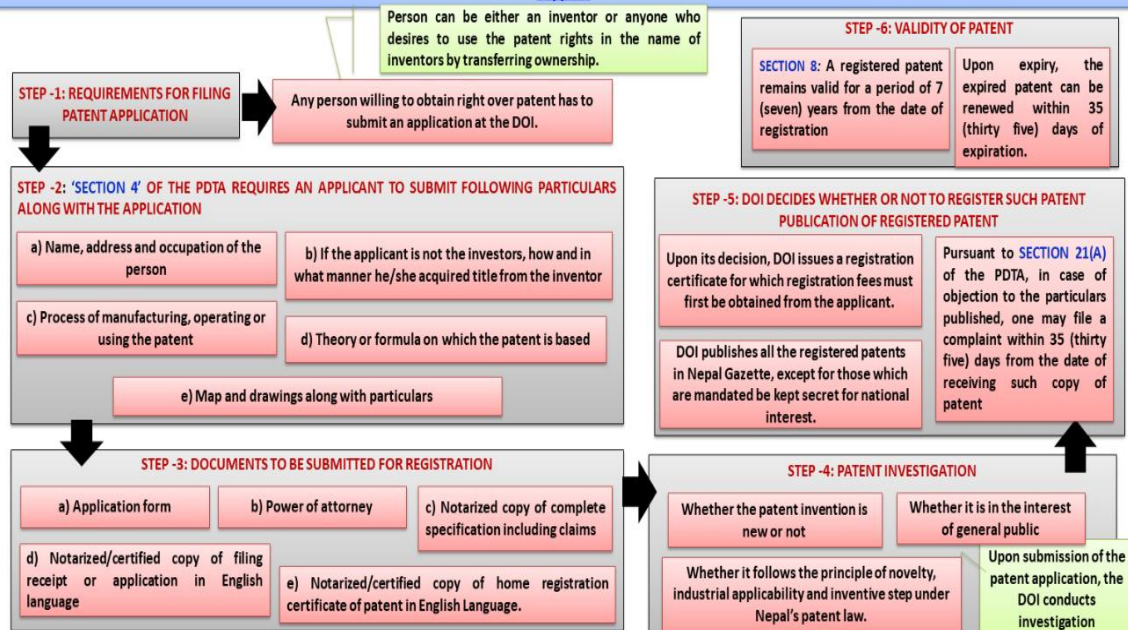
Date

---

\* Amendment by the first amendment

別表 1(a)に規定の申請書の様式

Patent Registration in Nepal is the Patent, Design and Trademark Act 2022 (1965) (PDTA) - Department of Industry ("DOI") under the Ministry of Industry, Commerce and Supplies



特許登録出願のフローチャート

## （２）審査と登録

### 特許の定義

#### 特許意匠商標法第 2 条

- (a) 任意の材料または材料の組み合わせのプロセスまたは製造、操作または伝送の新しい方法に関する有用な発明、または新しい理論または式に基づいて作られたもの

### 審査と登録に関する規定

特許意匠商標法第 7 条には、ネパールにおける特許の登録について定められており、特許意匠商標法第 4 条に基づく申請、特許意匠商標法第 5 条に基づく調査が完了したのち、産業局は、出願人による別表 3 に規定された手数料の納付を受けて、別表 2 (a) に定める様式に従って登録証を発行する。

**\*Schedule 2(A)**

Format of certificate of Registration of Patent

Government of Nepal

..... Ministry

.....Department

Certificate No.

Date:

Certificate of Registration of Patent

The patent of ..... which has been invented by ..... has been registered under Section 7 of patent, Design and Trade-Mark Act, 2022 (1965) and this certificate has been issued accordingly.

.....  
Director-General

| Date of Renewal | Date on which the Renewed term expires | signature of Renewing Authority of the |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|                 |                                        |                                        |

\* Amendment by the first amendment

別表 2(a)に定められた登録証

特許意匠商標法第 5 条には、産業局の調査について以下のとおり定められている。

#### 特許意匠商標法第 5 条

- (1) 産業局は、特許意匠商標法第 4 条に基づき提出された出願を受理した場合、必要と認められる専門家の助言を得て、出願が新規発明であるか否か、一般公衆に有用であるか否かを確認するための、あらゆる調査または研究を行い、その後、当該特許を登録するか否かを決定しなければならない。
- (2) 産業局は、第 6 条に記載された状況において特許を登録すべきでないと結論付けた場合、出願人の申請に従って特許を登録できない旨の通知を出願人に行うものとする。

#### 特許意匠商標法第 6 条

- (1)(a) その特許が既に他人の名義で登録されている場合
- (1)(b) 出願人自身が、登録しようとする特許の発明者ではなく、また原発明者からその権利を取得したものでもない場合
- (1)(c) 登録しようとする特許が、公衆衛生、行為もしくは道徳または国益に悪影響を及ぼすおそれがある場合
- (1)(d) 現行の法律と矛盾している場合

#### (3) 特許登録の公開と異議申立

特許意匠商標法第 7A 条には、登録特許の公開について、以下のとおり定められている。

#### 特許意匠商標法第 7A 条

- (1) 本法に基づき登録された特許は、国益のために秘密にしなければならないものを除き、国民の参考のために、ネパール公報に産業局から公表される。
- (2) 公開特許の明細書、図面の閲覧又は複写を希望する者がいる場合、当該者は、省令で定める料金を支払うことにより、これを許可される。
- (3) 公開された特許に異議がある者がいる場合、(2)に基づき、当該特許を閲覧、あるいは、複製した日から 35 日以内に、産業局局に異議を申し立てることができる。
- (4) (3)に基づく異議を受けた場合、産業局は、検討を行った上で必要な措置を講じるものとする。

#### (4) 特許登録簿

特許意匠商標法第 22 条の規定に従い、産業局は、同法に基づく特許の登録または取消を示す特許登録簿を管理する。

#### （５）特許登録証

特許意匠商標法第 24 条には、特許の登録証明書を紛失した場合、所定の手数料を支払うことにより、その写しを産業局から入手することができる、と定められている。

### 4.4 外国登録特許の登録

特許意匠商標法第 21 条には、外国で登録された特許に関する出願について、以下のとおり定められている。

- 外国で登録された特許権は、関係者がネパールで登録しない限り、ネパールでは有効でないものとする。
- 外国で登録された特許は、外国での登録証明書とともに登録のための出願を行えば、ネパール国内では何ら調査を行うことなく登録することができる。
- 外国で登録された特許は、工業所有権の保護に関するパリ条約（1883 年）に基づき、登録者に便宜（優先権主張）を図る。

### 4.5 特許権の存続期間と更新

#### （１）存続期間

特許意匠商標法第 8 条第 1 項には、特許権の存続期間について、第 23 条 B に基づき更新された場合を除き、登録日から 7 年間有効であると規定している。

また、特許意匠商標法第 8 条第 2 項は、第 1 項の規定にかかわらず、本項の開始前に登録された特許については、その登録時に有効であった規定に従って定められた期間が有効であると規定されているところ、特許意匠商標法第 26 条には、旧法で登録された特許の扱いについて規定されており、それによれば、1936 年に制定された特許意匠商標法（旧法）に基づいて、現行法の開始前に登録された特許は、現行法開始の日から効力を生じ、現行法に基づいて登録されたものとみなす、と定められている。

#### （２）更新

特許意匠商標法第 23B 条には、特許の更新に関わる手続きについて、以下のとおり定められている。

- 特許権者は、期間満了の日から 35 日以内に、所定の様式の申請書を提出し、別表 3 に定める手数料を支払うことにより、特許を更新することができる。

- 更新期間内に手数料を納付することができなかった場合、6 か月以内であれば、割増手数料（1000 ネパール・ルピー）を支払うことによって、更新を行うことができる
- 特許が更新されない場合、特許の登録は自動的に取り消される
- 特許は 2 回まで更新することができ、各回とも更新期間は最大 7 年間である。

### （3）国立公文書館への提出

特許意匠商標法第 10 条には、特許権者は、特許意匠商標法に基づいて登録された特許に従って製造された物品のデザインまたはモデルのコピーを国立公文書館に提出しなければならない、と定められている。

## 4.6 特許権の権限と所有権の移転・使用承認

### 特許権の権限

特許意匠商標法第 3 条(1)には、特許に関する権利を取得しようとする者は、本法に基づき、自己の名義で当該特許を登録しなければならないと規定している。

特許意匠商標法第 3 条(2)には、何人も、所有権を変更することなく、又第 21D 条に基づく書面による許可を得ることなく、この法律に基づいて自己の名義で登録された特許を複製し、使用し、又は他人の名義で使用させてはならない、と規定されている。

### 特許権の移転・使用承認

特許意匠商標法第 21D 条には、特許権の使用や移転に関して、書面による許可を得ずに、何人も、この法律に従って誰かの名前で登録された特許を使用したり、他人の名前で使用せたりしてはならない、と定められている。

特許意匠商標法第 21D 条における、特許権の使用の承認や移転に関する具体的な規定は、以下のとおりである。

#### 特許意匠商標法第 21D 条

特許権者は、その所有権を譲渡し、またはその使用について書面で承認を与えることができる。

- (1) 特許の所有権を移転する場合、又は特許の使用について承認を与える若しくは受ける場合には、両者は、所定の手数を添えて、事実を記載した共同申請書を産業局に提出しなければならない。
- (2) (1)に基づく申請が受理された場合、産業局は、当該特許の所有権を移転し、または使用の承認を与えることができる。

(3) (2)に基づく申請があった場合、同局は、当該特許の所有権を移転し、当該特許の使用の承認を与えることができる。

(4) (3)の規定により特許の所有権が移転された場合、移転された者の氏名が記録される。

(5) (2)に従って使用承認が行われた場合、同局は、登録簿および証明書を管理し、また、これらの移転された者に対し、その旨の書類を発行する。

## 4.7 特許権の取消

特許意匠商標法第 7A 条(2)には、特許意匠商標法第 7A 条(1)に基づいて公開された特許の明細書・図面を閲覧あるいは謄写を希望する者には、手数料を支払えば、それを許可することができることが規定されている。

そして、特許意匠商標法第 7A 条(3)には、何人も、登録された特許に異議がある場合、第 7A 条(2)に基いてその特許を閲覧あるいは謄写した日から 35 日以内に異議申立することができるように定めている。

特許意匠商標法第 6 条(1)は、特許を登録できない状況を規定している。特許が特許意匠商標法第 6 条(1)に違反して誤って登録された場合、特許部は登録された当該特許の登録を取り消すことができる。

但し、当該部門は、特許の登録を取り消す前に、特許権者に対し、当該特許の登録を取り消すべきでない理由がある場合には、その理由を示す機会を与えなければならない。

## 4.8 罰則

同法第 3 条への違反に対する罰則に関して、同法第 11 条は以下のように定めている。

- 第 3 条に違反する行為を行った者は、同局の命令により、違反の重さに応じて罰金刑に処する。
- 第 3 条に違反した犯罪に関連する商品は没収される。
- 第 3 条(2)に掲げる犯罪を犯した場合、最高 510 万ネパール・ルピーの罰金が科される。
- 第 3 条(2)に記載された犯罪の未遂または教唆を行った場合、最高 250 万ネパール・ルピーの罰金が科される。

## 4.9 産業局の決定に対する不服申立

特許意匠商標法第 27 条には、特許意匠商標法に基づき産業局が下した決定に満足しない者は、35 日以内に裁判所に上訴することができる、と定められている。



## 第 5 章：意匠

### 5.1 特許意匠商標法における意匠権の位置付け

ネパールでは、商標は特許と意匠とともに、3つの知的財産権すべての規制と管理を規定する単一の法律、特許意匠商標法において規定されている。特許意匠商標法は、1936年に制定された従来の特許意匠商標法を、1965年に廃止して新たに制定したものであり、直近では2010年に改正されている。同法においては、第3章第12条～15条が特に意匠を扱っている。しかし、意匠に関連する一定の規定は、同法の第5章（雑則）にも見出すことができる。

### 5.2 意匠権の管轄官庁

特許意匠商標法第2条(d)には、特許意匠商標法における「局 (the Department)」とは、「ネパール公報の通知によりネパール政府が定める組織を意味し、特に定めのない限り産業局を意味する」と規定されているため、意匠権の所管官庁は「商工供給省 (Ministry of Industry, Commerce and Supplies) 産業局 (DOI: Department of Industry)」である。

### 5.3 登録手続

#### (1) 出願

特許意匠商標法第13条は、意匠登録出願に関して次のように規定している。

- 申請書を特許意匠商標法別表 1(b)に定める様式で作成し、産業局へ提出する。
- 申請書には、設計図、写真、図面およびその明細書の写しを4部添付する。
- 申請書とともに、同法別表 3 に定める申請手数料を支払う。

以下に、同法別表 1(b)に定める出願様式、意匠出願手続のフローを示す。

\*Schedule-1(B)

Format of an Application For Registration of Design

To,

....

....

Since I/we have manufactured am/are arranging for the manufacture of ..... according to the design attached hereto, I/We hereby submit an application, along with the maps and drawings containing full particulars thereof, four pieces of samples, and the application fee, requesting for the registration of the design. I/We hereby request you to register the design in my name/our names and then issue to me/us a certificate thereof.

Witnesses:

Signature of the Applicant

1.....

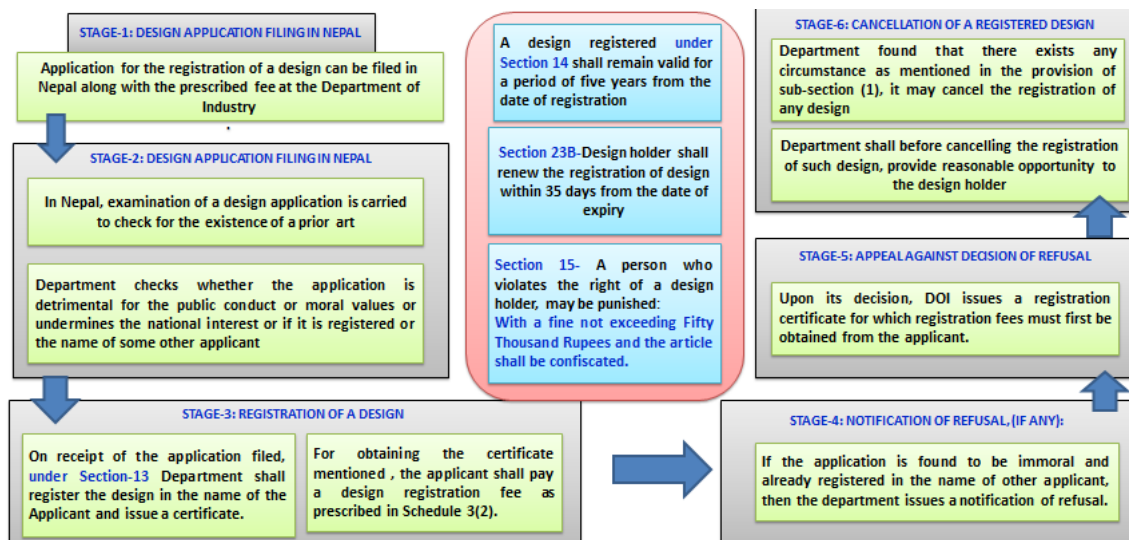
2. ....

Address:

Date:

---

\* Amendment by the first amendment



意匠出願手続のフロー

## （２）審査と登録

### 意匠の定義

特許意匠商標法第 2 条(b)には、意匠の定義について以下のとおり定められている。

特許意匠商標法第 2 条

(b)あらゆる方法で製造された物品の形態または形状

また、意匠の対象となる「物品」について、特許意匠商標法第 13 条(1)には、以下のとおり定められている。

特許意匠商標法第 13 条

(1) 意匠の創造者が製造した、あるいは、意匠の創造者が指示をして製造させた、あらゆる物品

### 審査と登録に関する規定

特許意匠商標法第 14 条には、ネパールにおける意匠の登録について定められており、特許意匠商標法第 13 条に基づく申請、出願人による別表 3 に規定された手数料の納付を受けて、産業局は別表 2(b)の様式の登録証を発行する。

特許意匠商標法第 14 条には、以下のとおり、意匠登録を受けることができないケースについて規定されているが、それ以外に、意匠出願の登録要件について具体的な規定を設けていない。

- 個人の威信を傷つけるようなもの
- どこかの機関の威信を傷つけるもの
- 公共の行為に悪影響を及ぼすもの
- 道徳的なものに悪影響を及ぼすもの
- 国益を損なうもの
- その意匠が既に他人の名義で登録されているもの

## （３）公開と異議申立

産業局は、特許意匠商標法第 14 条の規定に基づき、登録された意匠を公開する。

公開された意匠については、異議申立が可能になる。特許意匠商標法第 21A 条には、異議申立について以下のとおり定められている。

特許意匠商標法第 21A 条

(1) 公開された意匠について異議がある者は、産業局に対して苦情を申し立てることができる。

(2) 当該異議申立ては、当該公開の日から 35 日以内に行うものとする。

(3) 産業局は、(2)に基づく異議申立に対して調査を行い、必要な措置を講じる。

#### (4) 意匠登録簿

特許意匠商標法第 22 条の規定に従い、産業局は、同法に基づく意匠の登録または取消を示す登録簿を管理する。

#### (5) 意匠登録証

特許意匠商標法第 24 条には、意匠の登録証明書を紛失した場合、所定の手数料を支払うことにより、その写しを産業局から入手することができる、と定められている。

以下に特許意匠商標法の別表 2(b)に示された意匠登録証の様式を示す。

<sup>\*</sup>Schedule 2(B)

Format of Certificate of Registration of Design

Government of Nepal

..... Ministry

..... Department

Certificate No.

Date.....

Certificate of Registration of Design

The design of .... manufactured/or caused to manufacture thereof by... has been registered under Section 14 of Patent, Design and Trade-Mark Act, 2022 (1965) and this certificate has been issued accordingly.

.....  
Director General

| Date of Renewal | Date on which the Renewed term expires | signature and seal<br>Renewing Authority of the |
|-----------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------|
|                 |                                        |                                                 |

---

<sup>\*</sup> Amendment by the first amendment

別表 2(b)に定められた意匠登録証

## 5.4 外国登録意匠

特許意匠商標法第 21 条には、外国で登録された特許に関する出願について、以下のとおり定められている。

- 外国で登録された意匠権は、関係者によってネパールで登録されない限り、ネパールでは有効ではない。
- 同局は、外国における意匠登録証とともに意匠登録の申請がなされた場合、調査を行うことなく登録する。
- 同局は、工業所有権の保護に関するパリ条約 (1883 年) に基づく便宜 (優先権主張) を登録者に提供するものとする。

## 5.5 意匠権の存続期間と更新

### (1) 存続期間

意匠権の存続期間は、登録の日から 5 年間有効である。

なお、特許意匠商標法第 26 条には、旧法で登録された意匠の扱いについて規定されており、それによれば、1936 年に制定された特許意匠商標法 (旧法) に基づいて、現行法の開始前に登録された意匠は、現行法開始の日から効力を生じ、現行法に基づいて登録されたものとみなす、と定められている。

### (2) 更新

特許意匠商標法第 23B 条には、意匠権の更新に関わる手続きについて、以下のとおり定められている。

- 意匠権者は、期間満了の日から 35 日以内に、所定の様式の申請書を提出し、別表 3 に定める手数料を支払うことにより、特許を更新することができる。
- 更新期間内に手数料を納付することができなかった場合、6 か月以内であれば、割増手数料 (1000 ネパール・ルピー) を支払うことによって、更新を行うことができる。
- 意匠が更新されない場合、意匠の登録は自動的に取り消される。
- 意匠は 2 回まで更新することができ、各回とも更新期間は最大 7 年間である。

## 5.6 意匠権の権限と所有権の移転・使用承認

### 意匠権の権限

特許意匠商標法第 12 条(1)には、製造され又は製造させた物品の意匠の権原を取得するため

には、特許意匠商標法第 14 条に基づく登録を受ける必要があることが定められている。  
特許意匠商標法第 12 条(2)には、意匠権の登録者の権利として、第三者の意匠の複製、使用、または、使用させることを禁止することが定められている。

### 特許権の移転・使用承認

特許意匠商標法第 21D 条には、意匠権の使用や移転に関して、書面による許可を得ずに、何人も、この法律に従って誰かの名前で登録された意匠を使用したり、他人の名前で使用させたりしてはならない、と定められている。

特許意匠商標法第 21D 条における、意匠権の使用の承認や移転に関する具体的な規定は、以下のとおりである。

#### 特許意匠商標法第 21D 条

意匠権者は、その所有権を譲渡し、またはその使用について書面で承認を与えることができる。

- (1) 意匠の所有権を移転する場合、又は意匠の使用について承認を与える若しくは受ける場合には、両者は、所定の手数料を添えて、事実を記載した共同申請書を産業局に提出しなければならない。
- (2) (1)に基づく申請が受理された場合、産業局は、当該意匠の所有権を移転し、または使用の承認を与えることができる。
- (3) (2)に基づく申請があった場合、同局は、当該意匠の所有権を移転し、当該意匠の使用の承認を与えることができる。
- (4) (3)の規定により意匠の所有権が移転された場合、移転された者の氏名が記録される。
- (5) (2)に従って使用承認が行われた場合、同局は、登録簿および証明書を管理し、また、これらの移転された者に対し、その旨の書類を発行する。

## 5.7 意匠権の取消

産業局は、特許意匠商標法第 14 条(1)に記載された状況に該当することが判明した場合、登録された特許の登録を取り消すことができる。ただし、産業局は、意匠の登録を取り消す前に、意匠権者に対し、当該意匠の登録を取り消すべきでない理由がある場合には、それを示すための合理的な機会を提供するものとする。

## 5.8 罰則

特許意匠商標法第 12 条(2)には、登録された意匠は、意匠権の権利者／所有者の書面による許可、意匠権の権利者／所有者による意匠権の移転がなされない限り、その他の者による意匠の使用、意匠の複製、または、意匠を他者に使用させることはできない、と定められている。

また、特許意匠商標法第 15 条には、同法第 12 条(2)に違反した場合、または同局によって無効とされた意匠を運用した場合、その行為は以下の方法で処罰されると規定されている。

- 5 万ルピー以下の罰金
- 当該違反に関連する物品の没収

また、特許意匠商標法第 25 条には、意匠登録を受けた者が、その意匠に関して他人が本法の規定に違反した結果、損失を被った場合、産業局は、違反者に対し、補償金の形で、当該違反により実際に被った金額を権利者に補償するよう命じることができる、と定められている。

## 5.9 産業局の決定に対する不服申立

特許意匠商標法第 27 条には、特許意匠商標法に基づき産業局が下した決定に満足しない者は、35 日以内に裁判所に上訴することができる、と定められている。

## 第 6 章 営業秘密

### 6.1 営業秘密の保護に関する規定

ネパールでは現在、営業秘密を扱う法律や既存の法律における特定の規定は存在しない。

営業秘密は、ネパールでは当事者間の契約上の義務によって保護され、ネパールの契約法が適用される。

## 第 7 章 地理的表示

### 7.1 地理的表示（GI）の保護に関する規定

ネパールでは現在、地理的表示を扱う法律や既存の知的財産法における特定の規定は存在しない。ただし、ネパールは WTO/TRIPS に加盟しており、TRIPS 協定において研究された GI 保護については、国内法に GI 保護に関する特定の規定がないとしても、ネパールには GI を認め、それを求める者に保護を与える義務がある。

（GI に関する参考判例）

原告（英国スコッチウイスキー協会：Scotch Whiskey Association）が、被告（Mohini Hygiene Products）が自身の製品に「Finest Rare Scotch Whiskey」というラベルを使用したことを裁判所に訴えた。

当該訴訟において、原告は、スコッチはスコットランドとスコットランド産の製品の地理的表示（GI）であるため、被告が「スコッチウイスキー」というラベルを使用することはできないと主張した。

産業局（DOI: Department of Industry）は、英国スコッチウイスキー協会のみが「Scotch」という言葉に対する権利を有するとし、原告を支持する決定を下した。

しかし、被告は DOI の決定に異議を唱え、この訴訟は最高裁で係争中である。

## 第 8 章: 商号

### 8.1 商号の登録に関する規定

商号は、企業の法的アイデンティティと呼ばれる。商号は、個人事業主や企業がビジネスを行う際に使用することを決定する法的名称である。商号を正式に登録することは、企業のブランド戦略に欠かせない。

ネパールでは、商号は 2006 年会社法に基づき、登録、保護することができる。

## 第9章：ドメイン名

### 9.1 ドメイン名登録に関する規定

ネパールでは、ドメイン名は政府によって認可された民間企業によって登録される。<sup>10</sup>

また、ドメイン名の保護に関する具体的な法律による規定はないが、以下に、参考として、ドメイン名登録に関する案内を掲載する。<sup>11</sup>

#### ドメイン名の取得先

register.mos.com.np を経由して、すべてのドメイン登録・変更手続きが可能である。

#### ドメイン名登録の基準

基本的に、先着順で登録される。

#### ドメイン名登録料

無料

#### .np ドメイン名を登録できる者

- ローカル・エンティティ（会社・団体）
- ネパール国民
- ネパールに合法的に存在する多国籍企業

ただし、企業/組織は、企業/組織名、製品名、サービス名、およびブランド名に基づいてのみドメイン名を選択することができる。

#### 登録に必要な書類について

現地法人の場合：

- 会社・法人・パートナーシップ・組織の登記簿謄本

ネパールで登録された外国法人の場合：

- 支店または連絡事務所の登録証明書
- 社会福祉協議会所属の証明書。

恒久的施設や非法人の合弁事業体など、ネパールでビジネスを行う非法人事業体の場合：

---

<sup>10</sup> <https://ipnepal.com/domain-registrations-of-nepal/>

<sup>11</sup> <https://register.com.np/FAQs>

- PAN 登録証

ネパールでビジネスを行っている法人（国内外問わず）の場合：

- ネパールでの商標登録証明書、または産業省発行の商標出願の正式な提出用レシート（ドメイン登録後 3 年以内に実際の商標登録証明書を提出）

### 登録にかかる時間

通常 3～4 営業日提出されたすべての書類の確認と認証が必要なため、ドメイン登録に時間がかかることがある。

### 個人での .np ドメイン名の登録

個人ドメイン名は、以下の書類に記載されている申請者の名前のみに基づいて登録することが可能である。

- ネパール国籍またはパスポートまたは運転免許証または有権者カード
- 非居住者・ネパール人の ID カード
- 外国人のためのネパール居住ビザ

## 第 10 章 権利行使

### 10.1 民事訴訟

#### (1) 商標に関する民事訴訟

商標に関する訴訟は、産業局が第一審の裁判所となる。商標権者は、権利主張と、侵害者に対する強制執行を求める根拠を記載した申立書を DOI に提出する。産業局は、差止命令、損害賠償の付与、侵害品の搜索と押収を命じる権限を有している。

#### 留意点

- ネパールで登録された商標に基づいてのみ訴訟可能。
- 未登録の商標の場合、パッシングオフ訴訟を起こすことができるが、このような訴訟で成功する可能性は非常に低い。

#### (2) 著作権に関する民事訴訟

著作権に関する訴訟は、地方裁判所が第一審になる。

著作権法第 35 条、第 36 条、第 38 条には、裁判所における紛争解決について、以下のとおり定められている。

#### 著作権法第 35 条

- (1) 関係地方裁判所は、本法に基づき処罰される事件を審理し、解決する権限を有するものとする。
- (2) この法律に基づく事件の審理および解決にあたっては、1971 年略式手続法に規定の手続に従うものとする。

#### 著作権法第 36 条

本法に基づく訴えの審理および解決の過程において、関係当事者の要請により、地方裁判所が本法に反する活動を停止することが妥当と考える場合、関係者または団体に対し、当該活動を停止するよう命じることができる。

#### 著作権法第 38 条

本法に基づく権利が侵害された場合、その侵害を知った日から 3 か月以内に訴訟を提起しなければならない。

### (3) 特許権・意匠権に関する民事訴訟

特許意匠商標法第 25 条に基づき、特許権者及び／又は意匠権者は損害賠償を請求する侵害訴訟を提起することができる。特許権・意匠権に関する民事訴訟は、産業局が第一審の裁判所となる。産業局は侵害者に対し、差止命令、損害賠償の付与、侵害品の搜索と押収を命じる権限を有している。

なお、いずれの民事訴訟においても、第一審の判決に不服がある場合は高等裁判所へ、さらに争う場合は、最高裁判所へ訴えることができる。

## 10.2 刑事摘発

### (1) 特許権侵害・意匠権侵害・商標権侵害

ネパールにおいて、特許権侵害、意匠権侵害、商標権侵害は刑事摘発の対象外である。

### (2) 著作権侵害

著作権侵害に関しては、警察に摘発要請することが可能である。

著作権法第 32 条には、著作物、録音物、その他の複製物を押収する警察の権限について、以下のとおり定められている。

#### 著作権法第 32 条

(1) 第 25 条に反して著作物や録音物を発行、複製しようとしていることを疑う者が、本法に基づく犯罪を捜査する義務を負う警察に苦情を申し立てた場合、警察は、当該著作物や録音物の複製物が販売、配布されないよう必要な手配を行い、必要に応じて、当該著作物や録音物の複製物を検査し押収できる。

(2) (1)に従って搜索および押収を行う場合、当該著作物または録音物を発行、複製するために使用される機材も押収できる。

また、警察が押収した著作権侵害品について、著作権法第 33 条では、その破棄について、以下のとおり定められている。

#### 著作権法第 33 条

第 32 条の規定により押収された著作物又は録音物の複製物が裁判所により押収されるべきものとされた場合には、地方行政庁及び地方団体の代表者の立会いの下に破棄されなければならない。

## 10.3 税関

税関における知的財産権侵害品の対応については、著作権法、関税法、輸出入管理法において定められている。

### （１）著作権法

著作権法第 34 条には、税関職員が無許可の複製物の輸入を停止する権限について、以下のとおり定められている。

#### 著作権法第 34 条

- (1) 著作権で保護された対象を無許可でネパールに輸入している者がいると疑う者がいる場合、当該者は、当該対象の輸入を防止するために、証拠を添付して税関長に申請することができる。
- (2) 第 1 項の規定による申請を受理して必要な調査を行った結果、申請者の要求が妥当と思われる場合、税関職員は、1 回につき 10 営業日の割合で最長 20 営業日、対象の輸入を阻止することができる。
- (3) 第 1 項および第 2 項に含まれるいかなる事項にもかかわらず、税関職員は、ある者が著作権予約物（Copyright reserved materials/works<sup>12</sup>）を無許可で輸入していることを知りまたは疑う場合、1 回につき 10 営業日の割合で最大 20 営業日間、当該対象の輸入を阻止することができる。

### （２）関税法

関税法では、税関職員が、知的財産権を侵害する商品の輸出入を停止する権利を有すると規定している。権利者は、侵害品の輸出入を差し止めるために、登録証明書、請求書、インボイスなどの必要書類とともに税関職員に申請する必要がある。なお、税関法は、申請に関する具体的な期限を定めていない。具体的な規定は以下のとおりである。

#### 関税法第 14 章（雑則）第 68 条

- (1) 何人も、現行法に従って取得した特許権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権に違反して物品を輸出または輸入しようとする場合、関係者は、当該輸出または輸入を差し止めるための申請を、証拠を添付して、当該税関職員に提出することができる
- (2) (1)の規定による申請があった場合、当該税関職員は、当該貨物を税関で留保し、その点に関する必要な措置について関係機関又は当局に要請するものとする。

---

<sup>12</sup> 著作権登録された著作物、あるいは、何らかの機関に正式に著作権が認められた著作物

(3) 当該機関又は当局は、(2)の規定による要請を受けたときは、その点について措置を講じ、現行法に従って問題を解決し、その情報を税関に提供しなければならない。

(4) 現行法に従って措置を講じた結果、(3)にいう機関又は当局が、当該貨物が没収されるべきであると判断した場合、税関職員は、当該貨物を当該機関又は当局に引き渡さなければならない。

### (3) 輸出入管理法

輸出入管理法は、商標を含む知的財産権に関する侵害品の輸出入を防止するための規定が含まれている。ネパール政府に裁量権が与えられている。輸出入管理法第3条では、輸出入を禁止または管理するネパール政府の権限を扱い、次のように規定している。

#### 輸出入管理法第3条

ネパール政府は、以下の目的の達成のために物品の輸出または輸入を禁止または管理する必要があると考える場合、通知された命令により、特定の条件や期間を指定する、または指定せずに、当該物品の輸出または輸入を禁止、または完全もしくは量的制限を適用できる。

(中略)

(o) 特許、商標、著作権、工業デザイン、地理的表示、未公開情報の保護などの知的財産の保護。

付属資料：特許・意匠・商標出願手数料表

→Schedule-3

Application Registration and Renewal Fees In Respect to patents, Designs and Trade-marks

| s.n.                                        | Details of fees                                                            | Patant     | Design    | Trade-Mark |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|------------|
| 1.                                          | Application of Registration fees for the patents, Designs and Trade-marks  | Rs 2000/-  | Rs 1000/- | Rs 2000/-  |
| 2.                                          | Application Amendment fee                                                  | Rs 500/-   | Rs 500/-  | Rs 500/-   |
| 3.                                          | Registration fee                                                           | Rs 10000.- | Rs 7000/- | Rs 5000/-  |
| 4.                                          | Transfer fee                                                               | Rs 5000/-  | Rs 3000/- | Rs 2000/-  |
| 5.                                          | Endorsement fees for Amendment on record and Certification except transfer | Rs 2000/-  | Rs 1000/- | Rs 1000/-  |
| 6.                                          | Fees for the information of registration details                           | Rs 750     | Rs750     | Rs 500/-   |
| 7.                                          | Fees for complain and objection                                            | Rs 1000/-  | Rs 1000/- | Rs 1000/-  |
| 8.                                          | Fees for the copy of the registration certificate                          | Rs 1000/-  | Rs 1000/- | Rs 1000/-  |
| 9.                                          | Renewal Fees                                                               |            |           |            |
| (a) Annual rate for the first time          |                                                                            | Rs 5000/-  | Rs 1000/- | —          |
| (b) Annual rate for the second time         |                                                                            | -Rs 7500/- | Rs 2000/- | —          |
| (c) Annual rate for the Trademark each time |                                                                            | —          | —         | Rs 500/-   |

別表(3)に示された手数料

[特許庁委託事業]

レポートタイトル

2024 年 7 月

禁無断転載

[調査受託]

United & United 法律事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

(知的財産権部)